

次世代育成支援対策推進法に基づく「事業主行動計画」

三島信用金庫

三島信用金庫は、静岡県「男女共同参画社会づくり宣言事業所」となり、男性の育児参加がしやすいなどの仕事と育児・家庭の両立が出来る職場環境づくりのため、以下のとおり行動計画を策定した。

1. 計画期間 平成21年4月1日～平成23年3月31日
2. 次世代育成支援対策
 - (1) 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供および相談体制の整備の実施
 - ①母性健康管理指導事項連絡カードの活用を促す。
 - ②人事課担当者による相談体制を充実する。
 - (2) 子どもが生まれる際の父親の休暇の取得の促進
 - ①『配偶者出産特別休暇』の取得促進を図る。
 - (3) 育児・介護休業法の育児休業制度を上回る期間、回数等の休業制度の実施
 - ①一定の条件を満たした場合に育児休業期間を延長することができることを周知する。
(保育所に入所出来ないなどの場合に2歳に達するまで休業を延長できる)
 - (4) 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備としての措置の実施
 - ①男性の育児休業取得を促進するための措置の実施
 - ・男性の育児休業取得について周知をするとともに取得促進を図る。
 - ②労働者の育児休業中における待遇および育児休業後の労働条件に関する事項について周知
 - ・管理者および妊婦あるいは育児休業中の者に対し、復帰後の配属先等について人財開発部にて面談を行う。
 - (5) 育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し
 - ①退職者にパート登録を依頼する。
 - (6) 育児休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上のための情報提供
 - ①検定試験等の案内を行い、受験を促す。
 - (7) 労働者が子どもの看護のための休暇を取得できる制度の導入
 - ①有給休暇とは別枠で、年間5日間「子供の看護のための休暇」が取得できることを周知する。
 - (8) 育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度の周知
 - ①出産育児休業中の案内を作成し、妊娠時に配布。
 - (9) 出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施
 - ①身分変更制度の周知と活用。(パートとして再雇用された後、嘱託・職員への登用)
 - (10) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備
 - ①所定外労働の削減のための措置の実施
 - ②ノー残業デーの実施を促進するため、イントラネットのメールにて毎月ノー残業デーの日を通知する
 - (11) 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ又は職業訓練の推進策
 - ①地元大学などからのインターンシップの受け入れを継続実施する。

以上